

会津総合美術展覧会 運営規則

1. この規則は、会則第 17 条により公募展覧会「会津総合美術展」の開催及びその運営について規定したものである。
2. この展覧会は、原則として年一回会津若松市で開催する。巡回展については市町村の希望により実施することができる。
3. この展覧会は、委員、会員の協力により実施し、会津地域の美術創作活動を促進し、広く住民への芸術鑑賞機会を提供し、地域美術発展に努めることを目的とする。
4. この展覧会の会期は、原則として4月～5月とする。但し変更する場合は理事会で決定する。
5. この展覧会は、次の五つの部門に分類して実施する。
第 1 部 日本画 第 2 部 洋画 第 3 部 彫塑 第 4 部 工芸美術 第 5 部 書
6. この展覧会を円滑に開催するため、会津美術協会の役員による運営委員会及び委員、会員による実行委員会を組織する。
7. この展覧会の運営委員会に委員長 1 名、副委員長若干名、監事 3 名、運営委員若干名を置き、委員長に会津美術協会会長、副委員長に会津美術協会副会長、監事に会津美術協会監事、運営委員に同理事をもって充てる。
 - ① 委員長は、実行委員会を代表し、展覧会全体を総括する。
 - ② 委員長は、実行委員会を招集し、議長となる。
 - ③ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
 - ④ 監事は、会計を監査する。
 - ⑤ 運営委員は、展覧会開催に必要な活動を行う。
8. この展覧会を開催するにあたり、委員会で日本画、洋画、彫塑、工芸美術、書の各部門から部長各 1 名、副部長各 2 名及び係員若干名の実行委員を選出する。

その任期は展覧会が終了するまでとする。

- ① 部長は、各部門を代表し、展覧会中の各部門を総括する。
- ② 副部長は、部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代理する。
- ③ 係員は、受付係・会場係・審査補助係等の各係の業務に従事する。

9. この展覧会を開催にあたり、委員会で日本画、洋画、彫塑、工芸美術、書の各部門から審査員を

若干名を選出する。その任期は展覧会が終了するまでとする。

- ① 審査員は、公募された作品について鑑査を行い入選を選考する。
- ② 公募の入選作品及び会員の作品について審査し、入賞作品を選考する。

ただし、本展より出品を依頼した作品、県、中央展での公募で入賞した作品は、賞の対象外とする。

また、一定の評価を得ている作家の出品作品については無鑑査とすることができる。

- ③ 審査員は、陳列配置まで担当する。

10. この展覧会の事務局は、会津美術協会の事務局があたる。

- ① 事務局長は、事務全般を総括する。
- ② 他の局員も、必要に応じ事務を執行する。

11. この展覧会の賞の配分については、理事会で決定する。

12. この展覧会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- ① 運営に必要な経費は、会費、助成金、出品料、協賛金、（協力金）を充てる。

13. この展覧会の搬入、搬出はすべて出品者の負担において行う。所定の日時まで搬入しない場合は出品を受け付けない。又、所定の期日まで搬出しない場合は、保管についてその責任を負わない。

14. この展覧会は、出品作品の不慮の災害に対してはその責任を負わない。

15. この展覧会運営規則に定めるものの他、必要な事項は、その都度委員長が別に定める。

改正 平成 18 年 3 月 11 日

改正 平成 20 年 4 月 5 日

改正 令和 5 年 3 月 25 日